

横浜市外郭団体等経営向上委員会

答申

令和4年 月

目次

I	はじめに	1
II	外郭団体の「協約マネジメントサイクル」の推進について	2
	1 総合評価	
	2 協約等	
	3 複数の団体及び市所管局に共通して検討や対応が求められる事項	
III	審議対象団体の総合評価及び協約等について	8
	1 公益財団法人横浜市国際交流協会	14
	2 公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー	37
	3 株式会社横浜国際平和会議場	44
	4 公益財団法人横浜市消費者協会	61
	5 横浜市信用保証協会	70
	6 横浜市場冷蔵株式会社	77
	7 公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会	98
	8 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会	110
	9 公益財団法人横浜市資源循環公社	140
	10 横浜高速鉄道株式会社	173
	11 公益財団法人帆船日本丸記念財団	198
	12 横浜交通開発株式会社	217
IV	参考資料	242
	1 審議対象外団体の総合評価シート	
	(1) 公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会	9
	(2) 公益財団法人横浜市スポーツ協会	17
	(3) 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団	22
	(4) 公益財団法人三溪園保勝会	30
	(5) 公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団	48
	(6) 公益財団法人横浜企業経営支援財団	54
	(7) 公益財団法人横浜市シルバー人材センター	64
	(8) 横浜食肉市場株式会社	80
	(9) 株式会社横浜市食肉公社	85
	(10) 公益財団法人よこはまユース	89
	(11) 公益財団法人横浜市総合保健医療財団	102
	(12) 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団	123
	(13) 公益財団法人横浜市緑の協会	131
	(14) 横浜市住宅供給公社	147
	(15) 公益財団法人横浜市建築保全公社	158
	(16) 横浜シティ・エア・ターミナル株式会社	166
	(17) 一般社団法人横浜みなとみらい21	179
	(18) 株式会社横浜シーサイドライン	186
	(19) 横浜港埠頭株式会社	192
	(20) 横浜ベイサイドマリーナ株式会社	204
	(21) 横浜ウォーター株式会社	213
	(22) 公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団	224
	(23) 公益財団法人よこはま学校食育財団	236
	2 委員名簿	
	3 開催実績	
	4 諮問文	
	5 横浜市外郭団体等経営向上委員会条例	

I はじめに

本委員会（横浜市外郭団体等経営向上委員会）は、平成 26 年 9 月に施行された「横浜市外郭団体等経営向上委員会条例」に基づき、同年 10 月に設置されたものである。その役割は、市が外郭団体等の適正な経営の確保を図り、適切に関与することができるよう、市長の諮問に応じて調査・審議することにある。

市が策定を進めている「横浜市中期計画 2022～2025」の素案では、市民ニーズに応える持続的な行政運営の推進に関する主な取組の一つに、「協約マネジメントサイクルによる外郭団体の経営向上」が掲げられており、本委員会の果たす役割には大きな期待が寄せられているものと認識している。

本委員会が発足した平成 26 年度には協約マネジメントサイクルの改善を行い、以降、毎年度全団体を審議対象とし、協約の進捗状況などに対する総合評価や更新する協約の内容などについて審議してきた。この間各団体では、本委員会からの意見を受け止め、経営改革が行われてきており、昨年度の本委員会において、「今後は、毎年度の審議団体数を絞り、各団体の審議に時間をかけ、より深く議論を行っていくべきではないか」という意見が共有された。そのため、本委員会と市との間で検討し、今年度からは審議団体数を 12 団体程度に絞ることとした。

そのような方針のもと、令和 4 年度は 11 団体の総合評価に加え、4 団体の新協約及び 1 団体の変更協約について審議を行った。審議にあたっては、コロナ禍の影響をはじめとする環境変化への対応や、新たな協約における目標設定に関する議論に多くの時間が費やされた。

また、「財政ビジョン」を土台とし、市が策定を進める「行政運営の基本方針」も踏まえ、各団体においても市への財政的な貢献に向けた努力が求められる中、市とも連携しながら、各団体がどのような検討を行っているかという点についても重点的に議論した。

協約マネジメントサイクルという P D C A サイクルを効果的に運用するためには、目標設定が重要であり、この点は、以前から本委員会が特に強調しているところである。各団体の新たな協約については、これまでの本委員会の意見を受け止め、適切な目標設定に積極的に取り組む団体が増えていると感じている。今後とも、現在設定している協約目標が、外部の環境が著しく変化する状況下において、公益的使命等の達成度を的確に検証・評価できるものになっているかどうか、市の財政状況が厳しさを増している中、その視点に立った目標になっているか、その見直しを含め、適宜検討すべきである。特に、コロナ禍が長期化したことによる社会経済環境の変化への対応に加え、アフターコロナや著しく変化する外部環境への対応も求められる今日においては、この考え方が一層重要となる。

以上の観点から今年度の審議を行い、その結果をまとめたのでここに答申として提出する。

協約マネジメントサイクルの推進により、各団体の経営を更に向上させていくことを期待する。

令和 4 年 月 日

横浜市外郭団体等経営向上委員会

委員長 鴨志田 晃

委員 碓 井 敦 子

同 寺 本 明 輝

同 戸 田 龍 介

同 治 田 友 香

Ⅱ 外郭団体の「協約マネジメントサイクル」の推進について

1 総合評価

(1) 基本的考え方

協約マネジメントサイクルにおける外郭団体への評価は、「協約に掲げた目標以外に『経営の健全性』や『環境の変化への対応』等を評価の対象に加えた総合的な評価を実施する」ことを基本方針としている。

本委員会は従来からこの趣旨を踏まえ、各団体の総合的な評価を行っている。

(2) 対象団体

11 団体

(3) 審議の進め方

審議にあたっては、市所管局及び団体が、協約の取組状況や団体の経営状況等について、令和3年度の実績等により自己点検した結果をまとめた「総合評価シート」に基づき、議論を行っている。

なお、各団体の経営状況等については、本委員会での審議に先立ち、安全性・収益性等の観点から、監査法人による専門的・客観的視点に基づく点検を行い、効率的な審議につなげるとともに、協約目標以外にも、各団体が抱える課題等があればその点についても審議するよう留意した。

(4) 評価結果

ア 評価の構成及び位置づけ

総合評価については、平成30年度末に評価分類の見直しを行い、団体が取り組むべき方向性について、次表【総合評価における評価分類の考え方】のとおり、4つに分類している。

本委員会の考える評価分類は、団体経営の良し悪しや経営努力の状況を判定すること自体を目的としたものではなく、団体の経営環境の変化や、事業の取組状況等を再確認する契機としていただくことも意図したものである。

市所管局及び団体には、その趣旨を汲み取り、評価分類や助言を本委員会からの「支援のメッセージ」として前向きにとらえていただき、これによって取組を推進させ、団体経営の更なる向上に努められることを期待している。

【総合評価における評価分類の考え方】

評価分類	分類の考え方
引き続き取組を推進／ 団体経営は順調に推移※ ※協約最終年度の振り返り時	協約目標に関して予定した成果を上げており、引き続き設定した方向性を推進する。【協約期間中】 ／団体経営は順調に推移している。【協約期間終了時】
事業進捗・環境変化等に 留意	・協約目標に関して予定した成果を上げているものの、留意すべき課題が見られるため検討を期待する。 ・協約目標の進捗（達成）状況に関する指摘や留意すべき課題への対応を期待する。
取組の強化や課題への対応 が必要	・協約目標に関して予定した成果を上げているものの、大きな課題への対応が必要となっている。 ・協約目標に関する取組の強化や大きな課題への対応が必要となっている。
団体経営の方向性の見直し が必要	団体が公益的使命に基づき事業を推進していく上で、重大な課題（取組等が公益的使命に貢献していない、環境変化に対応するため事業の抜本的な見直しが必要等）が生じており、団体経営の方向性 の見直しが必要となっている。

イ 令和3年度実績に基づく評価結果

（ア）評価にあたって

審議対象団体の令和3年度実績に基づく各団体の総合評価シートを確認したところ、**実績が目標に達していない団体が大半であった。その主な要因は、コロナ禍によるものであった。**

外部環境が著しく変化する昨今のような状況においても、各団体が経営努力を推し進めていることは、本委員会としても十分に理解している。しかしながら、経営目標として数値等を掲げた以上、これに到達していない場合は、本委員会ではその努力を認めながらも原則として「達成していない」ものとして評価することとしている。令和2年度来のこの方針を受け、審議対象団体においても、自己評価を「遅れ」「未達成」としていた。

いかなる組織の経営でも、自然災害など想定外の事象が発生したとしても、組織力を結集し、これを乗り越えていくための努力をしなければならない。団体の性質によってコロナ禍や外部環境の変化の影響度も様々だが、目標数値等を達成していない場合は、目標とした市民サービスを提供できなかったという客観的事実を直視し、団体経営の現状を分析・検討すべきである。そして、厳しい経営環境の変化の渦中にあるからこそ、各団体が組織を挙げて、果たすべき公益的使命を再確認し、経営改革に一層努めていくべきである。本委員会としてはそのような観点から評価分類を行い、**ほとんどの団体を「事業進捗・環境変化等に留意」、「取組の強化や課題への対応が必要」と評価した。**繰り返しになるが、このことは、ただちに各団体の経営努力が不十分であったと評価しているのではない。公益的使命の達成に向けて経営の在り方を工夫すべき点はないか、経営環境に重大な変化が生じていないか、目標設定はどのようにあるべきかといった点を協議・検討することを期待したメッセージとして受け止めてもらいたい。

(イ) 団体ごとの評価分類

分 類	団 体 名
団体経営は順調に推移 (1 団体)	
事業進捗・環境変化等に 留意 (30 団体)	公益財団法人横浜市国際交流協会 公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー 株式会社横浜国際平和会議場 公益財団法人横浜市消費者協会 横浜市信用保証協会 横浜市場冷蔵株式会社 公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 公益財団法人横浜市資源循環公社 公益財団法人帆船日本丸記念財団 横浜交通開発株式会社
取組の強化や課題への 対応が必要 (4 団体)	横浜高速鉄道株式会社
団体経営の方向性の 見直しが必要	該当団体なし

2 協約等

(1) 基本的考え方

これまでの協約等の取組状況等を確認した上で、団体を取り巻く環境の変化等を踏まえ、団体経営の方向性及び協約について審議を行っている。

(2) 対象団体

ア 協約更新団体

5 団体

イ 協約変更団体

1 団体

(3) 審議の進め方

審議にあたっては、令和3年度までの協約に対する最終振り返りとして行った総合評価を踏まえつつ、環境の変化に対応した現在の団体の公益的な使命・役割を改めて確認し、その達成の程度を判断できる目標が設定されているかを市所管局及び団体が作成した「協約等（素案）」に基づき、議論を進めた。

(4) 団体分類

ア 分類の構成及び考え方

各団体について、本委員会が考える「団体経営の方向性（団体分類）」を次表【団体分類の考え方】のとおり、4つに分類している。

【団体分類の考え方】

団体分類	分類の考え方
統合・廃止の検討を行う団体	・速やかに廃止すべきもの ・廃止に向け、協約期間中に残務・財産整理等を計画的に進めるべきもの ・統合等により、現在の公益サービスの継続を目指すべきもの
民間主体への移行に向けた取組を進める団体	・市の関与を見直し、協約期間中に民間主体の経営へ移行すべきもの ・財務状況改善後等に民間主体の経営へ移行するため、協約期間中に財務状況の改善を進めるべきもの
事業の整理・重点化等に取り組む団体	・団体運営（公益的使命等）の実現及び財務状況の改善に向け、事業の統廃合を伴う経営改革を進めるべきもの ・団体運営（公益的使命等）の実現強化に向け、事業の重点化を進めるべきもの ・地方独立行政法人制度活用の検討も含め、事業の整理を進めるべきもの
引き続き経営の向上に取り組む団体	・引き続き、現在の団体運営及び財務状況の維持・向上を図るとともに、使命の達成に向け、効果的・効率的な経営を進めるべきもの ・団体運営（公益的使命等）に問題はないが、財務状況の改善に向けた取組を進めるべきもの ・団体運営（公益的使命等）に問題はないが、経常損益の早期黒字化を図りつつ、今後の運営形態について幅広く検討すべきもの

イ 団体ごとの分類結果

今年度協約を更新、変更を行った6団体のうち5団体については、これまでの分類からの変

更には行わず、従前の分類のままとした。横浜市場冷蔵株式会社については、「民間主体への移行に向けた取組を進める団体」から、「引き続き経営の向上に取り組む団体」に変更した。

なお、協約等に関する委員会の個別意見については、「委員会からの助言・意見」として示した。

団体分類	団 体 名
統合・廃止の検討を行う団体	該当団体なし
民間主体への移行に向けた取組を進める団体	該当団体なし
事業の整理・重点化等に取り組む団体	該当団体なし
引き続き経営の向上に取り組む団体	公益財団法人横浜市国際交流協会 公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー 株式会社横浜国際平和会議場 公益財団法人横浜市消費者協会 横浜市場冷蔵株式会社[協約変更]（※） 公益財団法人帆船日本丸記念財団

3 複数の団体及び市所管局に共通して検討や対応が求められる事項

(1) 協約マネジメントサイクルにおける目標設定の重要性について

過去の答申でも繰り返し述べているように、協約マネジメントサイクルを効果的に運用していくためには、目標設定が最も重要な要素である。設定される目標は、団体の公益的使命の達成度が直接的に評価できるものや団体経営の向上に資するものでなければ、マネジメントサイクルの効果的な運用は期待できない。そのためには、可能な限りアウトカム指標にすることや、目標数値に明確な根拠をもつことが求められる。

令和4年度は、5団体が協約を更新、1団体が協約を変更した。更新を行った団体については、団体の果たすべき公益的使命を再度確認した上で市民サービス提供のあり方や、執行体制などについて、しっかりと検討がされているかが審議の主な論点であった。審議対象団体の多くにおいて、これまでの本委員会からの意見を受け止め、前向きな検討が行われ、年度ごとの振り返りができる適切な目標設定になっていたと感じている。しかし依然として、設定した目標が団体の経営向上等に資するかどうかわかりにくいものや、目標数値の設定根拠が不明確な団体も見受けられる。このような団体については、社会経済環境の変化等を適切に踏まえた公益的使命の再確認を行い、適切な目標設定を検討してもらいたい。

(2) コロナ禍での団体経営について

コロナ禍が長引く中、外郭団体においても、令和3年8月2日から9月30日にかけて緊急事態宣言が、令和3年4月20日から8月1日及び令和4年1月21日から3月21日にかけてまん延防止等重点措置が発令された際は、市の方針などに基づき、施設の新規予約停止やイベントの縮小などの対応をとってきた。これを受け令和3年度は、ほとんどの団体において、協約目標に対する「未達成」「遅れ」が多くなっており、中には大幅な減収が生じている団体もある。

コロナ禍は不可抗力的なものではあるが、こうした苦境に直面している時であっても、各団体は公益的使命の達成に向けて歩み続けていかなければならない。また、アフターコロナに向けて、各団体はその存在意義を明確にし、公益的使命をしっかりと再確認したうえで、新たな方針や組織体制などについて、市と一層綿密に議論し、組織を挙げて検討・実施してもらいたい。

(3) 市財政への貢献について

近年、市の財政状況は厳しさを増しており、長期財政推計では、人口減少・超高齢社会の進展による税収の減少や社会保障経費の増大などにより、2065年度に2,000億円を超える収支不足が見込まれている。また市では、厳しい財政状況下においても、持続可能な市政を実現するために、全職員が共通の認識に立って、市民の皆様のための行政を、今後どのような方針で進めていくのかをまとめた「行政運営の基本方針」の策定も進めている。団体は、そのような市の状況を十分に理解し、市の財政に貢献する視点も併せ持つ必要がある。すなわち、各団体は収支改善に向けて、常にコスト意識を持ちながら事業を進めるなど、財務改善に一層取り組むとともに、市からの委託料、補助金の削減をはじめ、利用料金などの増収策や市への配当の検討など、市への財政的な貢献に向けた努力を行っていくべきである。

このような市財政貢献にあたっては、市所管局が方針を示し、団体と密に連携しながら取組を進めるなど、指導力を発揮してもらいたい。

(4) 団体経営に対する市の適切な関与について

外郭団体は基本的に市が主体となって設置したものであり、市政の一翼を担うものである。し

たがって、団体がどのような公益的使命を負い、どのような市民サービスを提供していくべきかといった基本的な方向性を示す責任は一義的には市にあるといえる。

昨今、社会経済環境は、人口減少、少子高齢化の進展、厳しい市の財政、コロナ禍、民間企業・NPO 等の進出といった大きな変化の中にある。こうした中であるからこそ、市所管局は団体の設置目的や、公益的使命を常に念頭に置きながら、これまで以上に経営に関する議論を、団体と綿密に行い、効果的・効率的な市民サービスの提供に向けて指導力を発揮してもらいたい。

また、財務状況が厳しさを増している団体もあり、必要な市民サービスを継続していくという視点で市所管局は団体の財務状況にも注視し、団体と綿密に議論しながら、団体が行うべき事業の精査等を行ってもらいたい。

Ⅲ 各外郭団体の総合評価及び協約等について

(各団体分については、次頁以降に掲載)

IV 参考資料

1 委員名簿

氏 名	役 職 等
うすい あつこ 碓井 敦子	碓井公認会計士事務所 公認会計士
かもしだ あきら 鴨志田 晃 (委員長)	法政大学 経営学部 教授
てらもと あきてる 寺本 明輝	株式会社浜銀総合研究所 顧問・特任コンサルタント
とだ りゅうすけ 戸田 龍介	神奈川大学 経済学部 教授
はるた ゆか 治田 友香	関内イノベーションイニシアティブ株式会社 代表取締役社長

2 開催実績

回数	開催日	主な議題及び審議団体
第1回	8月25日(木)	○諮問 ○総合評価等の実施について ・公益財団法人横浜市国際交流協会 ・公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー ・株式会社横浜国際平和会議場 ・公益財団法人横浜市消費者協会
第2回	8月31日(水)	○総合評価等の実施について ・公益財団法人帆船日本丸記念財団 ・横浜高速鉄道株式会社 ・横浜市信用保証協会 ・公益財団法人横浜市資源循環公社
第3回	9月8日(木)	○総合評価等の実施について ・横浜交通開発株式会社 ・公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会 ・社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 ・横浜市場冷蔵株式会社
第4回	9月22日(木)	○総合評価等の実施について ・公益財団法人横浜市国際交流協会 ・公益財団法人横浜コンベンション・ビューロー ・株式会社横浜国際平和会議場
第5回	9月29日(木)	○総合評価等の実施について ・公益財団法人横浜市消費者協会 ・公益財団法人帆船日本丸記念財団 ・横浜市信用保証協会
第6回	10月6日(木)	○総合評価等の実施について ・横浜高速鉄道株式会社 ・公益財団法人横浜市資源循環公社 ・横浜交通開発株式会社
第7回	10月13日(木)	○総合評価等の実施について ・公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会 ・社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 ・横浜市場冷蔵株式会社
第8回	10月20日(木)	○総合評価等の実施について ○答申(案)について

3 諮問文

総行第 663 号
令和 4 年 8 月 25 日

横浜市外郭団体等経営向上委員会
委員長 鴨志田 晃 様

横浜市長 山中 竹春

横浜市外郭団体等経営向上委員会条例の規定による諮問について

横浜市外郭団体等経営向上委員会条例第 2 条に基づき、次の事項について諮問します。

1 諮問事項

- (1) 協約マネジメントサイクルに基づく総合評価について
- (2) 「協約等」及びその他外郭団体等の経営状況等について

2 諮問理由

外郭団体の経営向上については、各団体が行政の一翼を担う重要な役割を担っていることを踏まえ、市民の期待に的確に応えて、経営の効率化を進めるとともに、その公益性を十分に発揮していくよう、間断のない取組を継続していくことが求められます。

令和 4 年度は、環境変化を踏まえた外郭団体の経営向上を引き続き促進するとともに、「財政ビジョン」を土台とし、市が策定を進める「行政運営の基本方針」も踏まえ、市への財政貢献に向けた検討を進めていく必要があります。そのため、団体経営や市財政貢献の方向性、新たな協約の内容、及び協約の進捗状況や団体の経営状況全般を含めた総合評価について、意見を求めます。

以上

4 横浜市外郭団体等経営向上委員会条例

平成 26 年 9 月 25 日
横浜市条例第 44 号

(設置)

第 1 条 外郭団体等（横浜市（以下「市」という。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資している法人又は業務の全部若しくは一部が市の事務若しくは事業と密接な関連を有する団体のうち、市がその施策の推進を図るため、その運営に関与するものとして市長が認めるものをいう。以下同じ。）のより適正な経営の確保を図るとともに、外郭団体等に対して適切な関与を行うため、市長の附属機関として、横浜市外郭団体等経営向上委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 外郭団体等のより適正な経営を確保するための仕組み及び外郭団体等に対する市の関与の在り方に関すること。
- (2) 外郭団体等の経営に関する方針等及びその実施状況の評価に関すること。
- (3) 外郭団体等の設立、解散、合併等に関すること。
- (4) その他外郭団体等に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 委員会は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 委員会に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 第 6 条第 3 項及び第 4 項の規定は部会長の職務について、前条（第 1 項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第 6 条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 1 項本文及び第 3 項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第 6 条第 3 項及び前条中「委員会」とあるのは「部会」と、第 6 条第 4 項及び前条第 3 項中「委員」とあるのは「部会の委員」と、同条第 2 項中「委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた）」とあるのは「部会の委員（当該部会に委員長に指名された臨時委員がある場合にあっては、その」と読み替えるものとする。

5 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(関係者の出席等)

第 9 条 委員長又は部会長は、それぞれ委員会又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

事務局・問合せ先

横浜市総務局行政マネジメント課

外郭団体担当

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10

Tel : 045-671-2110 Fax : 045-664-5917